

第八管区海上保安本部公示第40号

水路業務法（昭和25年法律102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 8月23日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 島根県益田県土整備事務所
- (2) 住所 島根県益田市昭和町13-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 島根県益田市小浜町小浜海岸（別添付図参照）
- (2) 期間 令和6年9月10日から令和6年10月10日まで

3 水路測量の実施方法

トータルステーションによる測位、標尺による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

第八管区海上保安本部 公示第 40 号 関連付図

